



東海ろうきん



働くあなたと、ともに

DISCLOSURE 2026

資料編

索引(開示項目一覧)

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1)事業の組織	⑥
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	⑥
(3)会計監査人の氏名または名称	⑤4
(4)事務所の名称及び所在地	⑥
2. 金庫の主要な事業の内容	⑥
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)事業の概要	⑥
(2)主要な事業の状況を示す指標	⑥1
(3)事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	⑥1
②預金に関する指標	⑥26
③貸出金等に関する指標	⑥27～29
④有価証券に関する指標	⑥30
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の態勢	⑥
(2)法令等遵守の態勢	⑥
(3)苦情等への対応(金融ADR制度への対応)	⑥
(4)社会的責任と貢献活動	⑥
5. 財産の状況に関する事項	
(1)貸借対照表	⑥2～5
(2)損益計算書	⑥6
(3)剰余金処分計算書	⑥7
(4)貸出金等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	⑥27
②危険債権	⑥27
③三月以上延滞債権	⑥27
④貸出条件緩和債権	⑥27
⑤正常債権	⑥27
(5)自己資本比率の状況	⑥8～9
(6)有価証券	⑥30
(7)金銭の信託	⑥30
(8)労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 金融先物取引・デリバティブ取引等	⑥31
(9)貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	⑥27
(10)貸出金償却の額	⑥27
(11)金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき、 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に ついて会計監査人の監査を受けている場合のその旨	⑥7

■労働金庫法施行規則第115条による開示事項(連結)

1. 金庫及びその子会社の概況に関する事項	
(1)金庫及びその子会社の主要な事業の内容 及び組織の構成	⑥32
(2)金庫の子会社に関する事項	⑥32
2. 金庫及びその子会社の主要な事業に関する事項	
(1)事業の概況	⑥32
(2)主要な事業の状況を示す指標	⑥32
3. 金庫及びその子会社の財産の状況に関する事項	
(1)連結貸借対照表	⑥33～36
(2)連結損益計算書	⑥37
(3)連結剰余金計算書	⑥37
(4)貸出金等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	⑥37
②危険債権	⑥37
③三月以上延滞債権	⑥37
④貸出条件緩和債権	⑥37
⑤正常債権	⑥37
(5)連結自己資本比率の状況	⑥38
(6)連結セグメント情報	⑥32

資料説明事項

本ディスクロージャー誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条に基づき、当金庫の本・支店に備え置きしております。
当金庫の事業年度は、4月1日から3月31日までです。資料の数値で特にお断りしていない場合は2026年3月末現在の数値です。

自己資本の充実の状況 (第3の柱(市場規律)に基づく開示)

1. 定性的な開示事項<単体>	⑥10～12
2. 定量的な開示事項<単体>	⑥12～25
3. 定性的な開示事項<連結>	⑥39～40
4. 定量的な開示事項<連結>	⑥41～53

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	⑥27
2. 危険債権	⑥27
3. 要管理債権	⑥27
4. 正常債権	⑥27

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等	
(1)事業方針	⑥
(2)役員の所属団体等	⑥
(3)代表理事・常勤役員の兼職の状況	⑥
(4)職員の状況	⑥31
(5)自動機設置状況	⑥
(6)大口出資会員	⑥31
(7)会員数内訳	⑥31
2. 経理・事業内容	
(1)利益率	⑥1
(2)純資産の内訳	⑥1
(3)常勤役職員1人当たり預金・貸出金平均残高	⑥1
(4)1店舗当たり預金・貸出金残高	⑥1
3. 資金調達	
(1)預金科目別内訳	⑥26
(2)預金者別内訳	⑥26
(3)財形貯蓄残高	⑥26
4. その他の業務	
(1)内国為替取扱実績	⑥26
(2)公共債窓口販売実績	⑥26
(3)投資信託窓口販売実績	⑥26
5. その他	
(1)当金庫の考え方	⑥
(2)コーポレート・ガバナンス態勢	⑥
(3)顧客保護等管理態勢	⑥
(4)ろうきんにふさわしい組織風土の確立に向けた取組	⑥
(5)生活応援運動	⑥
(6)ろうきん推進機構の取組	⑥
(7)商品・サービスの案内	⑥

※⑥はディスクロージャー本編に掲載しています。

※⑥はディスクロージャー資料編の頁数を表しています。

金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位	
(1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法に基づく開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています)。	
(2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、金額単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。	
(3)期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた数値を使用しています。したがって、内訳の合計数値と小計欄・合計欄の数値が一致しない場合があります。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。	
2. 諸利回り・諸比率	
小数点第3位を切り捨てて、第2位までを記載しています。	

業務実績

主要な事業に関する事項

◆主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	2025年度末
経 常 収 益	23,574	24,847	24,636	25,828	31,748
経 常 利 益	4,895	4,489	4,463	3,680	3,709
当 期 純 利 益	3,591	3,269	3,367	2,677	2,718
業 務 純 益	4,866	3,648	4,197	3,306	3,187
純 資 産 額	106,963	107,300	110,790	110,112	111,479
総 資 産 額	2,208,085	2,293,084	2,335,794	2,414,725	2,449,815
預 金 積 金	2,001,702	2,069,023	2,115,258	2,168,169	2,210,259
貸 出 金	1,598,323	1,665,888	1,727,593	1,806,486	1,869,414
有 価 証 券	131,399	122,395	142,709	147,441	119,742
出 資 金 総 額	5,336	5,333	5,329	5,309	5,307
出 資 総 口 数 (口)	5,336,252	5,333,982	5,329,492	5,309,894	5,307,561
出 資 に 対 す る 配 当 金	213(4%)	213(4%)	212(4%)	212(4%)	212(4%)
職 員 数	648	667	690	708	716
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	9.11	8.78	8.78	10.05	9.78

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しております。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

◆主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末	2025年度末
業 務 粗 利 益	16,930	17,586
業 務 粗 利 益 率	0.72	0.73
業 務 純 益	3,306	3,187
実 質 業 務 純 益	3,467	3,525
コ ア 業 務 純 益	3,718	4,508
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	3,718	4,508
資 金 運 用 収 入 支	20,995	21,806
役 務 取 引 等 収 支	△ 4,999	△ 5,052
そ の 他 業 務 収 支	934	832
資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高	2,331,914	2,393,938
資 金 運 用 収 益 (受 取 利 息)	23,174	27,946
資 金 運 用 収 益 増 減 額	1,489	4,771
資 金 運 用 利 回 り	0.99	1.16
資 金 調 達 勘 定 平 均 残 高	2,246,050	2,306,276
資 金 調 達 費 用 (支 払 利 息)	2,181	6,143
資 金 調 達 費 用 増 減 額	1,261	3,962
資 金 調 達 利 回 り	0.09	0.26
資 金 調 達 原 価 率	0.69	0.87
資 金 利 鞘	0.30	0.29
総 資 産 業 務 純 益 率	0.13	0.13
総 資 産 経 常 利 益 率	0.15	0.15
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.11	0.11
純 資 産 業 務 純 益 率	3.01	2.86
純 資 産 経 常 利 益 率	3.35	3.33
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.44	2.44

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、債券等の売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額等臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産（純）利益率} = \frac{\text{（純）利益（または純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産（純）利益率} = \frac{\text{（純）利益（または純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$$

◆常勤役職員 1 人当たり預金・貸出金平均残高

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
預 金 残 高	2,978	3,053
貸 出 金 残 高	2,403	2,529

◆純資産の内訳

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
純 資 産 の 部 合 計	110,112	111,479
出 資 金	5,309	5,307
(普 通 出 資 金)	(5,309)	(5,307)
(優 先 出 資 金)	(-)	(-)
資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	109,183	111,490
利 益 準 備 金	5,361	5,361
特 別 積 立 金	100,145	102,645
(特 別 積 立 金)	(10,400)	(10,400)
(金 利 変 動 準 備 積 立 金)	(23,450)	(23,450)
(機 械 化 準 備 積 立 金)	(21,450)	(22,950)
(配 当 準 備 積 立 金)	(1,300)	(1,300)
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(11,600)	(11,600)
(そ の 他 の 積 立)	(31,945)	(32,945)
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,675	3,482
(当 期 純 利 益)	(2,677)	(2,718)
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 2
自 己 優 先 出 資	-	-
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,378	△ 5,314
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-

◆1 店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
預 金 残 高	54,226	55,167
貸 出 金 残 高	44,060	45,595

◆預貸率・預証率

(単位:%)

項 目	2024年度	2025年度
預 貸 率 (期 末 値)	81.25	82.64
預 貸 率 (期 中 平 均 値)	80.68	82.84
預 証 率 (期 末 値)	6.63	5.29
預 証 率 (期 中 平 均 値)	9.59	8.38

財務諸表

◆貸借対照表・チェックポイント

『貸借対照表』は、決算日時点の資金の調達と運用の状況という財政状態が示されています。お客さまからお預かりした預金・出資金・剰余金処分による積立金等は「負債の部」及び「純資産の部」に記載しています。貸出金・預け金・有価証券等の運用資産及び不動産等々の固定資産は「資産の部」に記載しています。貸借対照表は調達された資金がどのように運用されているかをあらわすものです。

『貸借対照表』では、「預金と貸出」、「自己資本と動産・不動産」等の調達と運用のバランスが適正かどうか、各項目の構成比や増減の状況はどうかなどがチェックポイントとなります。

◆貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		2024年度	2025年度
資産の部	現金	14,850	17,337
	預 け 金	405,434	385,476
	買 入 金 銭 債 権	7,628	17,501
	金 銭 の 信 託	2,000	2,000
	有 価 証 券	147,441	119,742
	国 債	16,980	18,016
	地 方 債	7,844	2,753
	社 債	64,340	47,453
	貸 付 信 託	—	—
	投 資 信 託	22,391	23,103
	株 式	591	801
	外 国 証 券	35,011	27,331
	そ の 他 の 証 券	282	280
	貸 出 金	1,806,486	1,869,414
	手 形 貸 付	99	60
	証 書 貸 付	1,793,434	1,855,659
	当 座 貸 越	12,952	13,694
	外 国 為 替	—	—
	外 国 他 店 預 け	—	—
	外 国 他 店 貸	—	—
	買 入 外 国 為 替	—	—
	取 立 外 国 為 替	—	—
	そ の 他 の 資 産	11,901	19,499
	未 決 済 為 替 貸	208	165
	労 働 金 庫 連 合 会 出 資 金	8,400	15,800
	前 払 費 用	39	39
	未 収 収 益	2,697	2,936
	金 融 派 生 商 品	—	—
	そ の 他 の 資 産	555	557
	有 形 固 定 資 産	15,199	15,073
	建 物	4,059	4,778
	土 地	9,493	9,037
	リ ー ス 資 産	6	4
	建 設 仮 勘 定	849	83
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	791	1,169
	無 形 固 定 資 産	54	72
	ソ フ ト ウ ェ ア	47	66
	の れ ん	—	—
	リ ー ス 資 産	—	—
	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6	5
	前 払 年 金 費 用	1,178	1,173
	繰 延 税 金 資 産	2,900	3,234
	債 務 保 証 証 見 返	102	79
	貸 倒 引 当 金	△453	△790
	(うち個別貸倒引当金)	(△7)	(△7)
	資 産 の 部 合 計	2,414,725	2,449,815
負債の部	預 金 積 金	2,168,169	2,210,259
	当 座 預 金	125	68
	普 通 預 金	735,944	741,091
	貯 蓄 預 金	920	889
	通 知 預 金	—	—
	別 段 預 金	807	777
	納 税 準 備 預 金	—	—
	定 期 預 金	1,430,371	1,467,432
	定 期 積 金	—	—
	そ の 他 の 預 金	—	—
	譲 渡 性 預 金	55,117	51,615
	借 入 金	75,100	67,500
	借 入	75,100	67,500
	債 務 借 取 引 受 入 担 保 金	—	—
	そ の 他 の 負 債	4,859	7,850
	未 決 済 為 替 借	29	24
	未 払 費 用	1,873	4,333
	給 付 補 填 備 用	—	—
	未 払 法 人 税 等	668	790
	前 受 収 益	0	0
	払 戻 未 済 金	19	1
	払 戻 未 済 持 分	0	0
	金 融 派 生 商 品	—	—
	リ ー ス 債 務	7	5
	資 産 除 去 債 務	303	305
	そ の 他 の 負 債	1,956	2,388
	代 理 業 務 勘 定	—	—
	賞 与 引 当 金	459	473
	退 職 給 付 引 当 金	574	307
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	113	137
	そ の 他 の 引 当 金	118	112
	債 務 保 証	102	79
	負 債 の 部 合 計	2,304,612	2,338,335
純資産の部	出 資 金	5,309	5,307
	普 通 出 資 金	5,309	5,307
	優 先 出 資 金	—	—
	資 本 剰 余 金	—	—
	益 剰 余 金	109,183	111,490
	利 益 準 備 金	5,361	5,361
	そ の 他 利 益 剰 余 金	103,821	106,128
	(特 別 積 立 金)	(100,145)	(102,645)
	(当 期 未 処 分 剰 余 金)	(3,675)	(3,482)
	処 分 未 済 持 分	△1	△2
	会 員 勘 定 合 計	114,491	116,794
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,378	△5,314
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
	土 地 評 価 差 額 金	—	—
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△4,378	△5,314
	純 資 産 の 部 合 計	110,112	111,479
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,414,725	2,449,815

■貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他の有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要綱に基づき定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～30年

6. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）（以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先償権については今後3年間の予想損失額、その他の償権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る償権に相当する償権については、償権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

10. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

12. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14. 特別法上の引当金

特別法上の引当金は計上しておりません。

15. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は適用しておりません。

16. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。その他の役務収益には、自動振替手数料、通帳・キャッシュカード発行手数料、保険窓販手数料、日信協保証引受業務受託手数料等を計上しています。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

17. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

18. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	12,014,506千円
有形固定資産の圧縮記帳額	120,249千円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

104,121千円

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

ありません。

21. 子会社等の株式（及び出資金）総額

80,000千円

22. 子会社等に対する金銭債権総額

ありません。

23. 子会社等に対する金銭債務総額

334,791千円

24. 労働金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

労働金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,671,028千円
危険債権額	5,418,091千円
三月以上延滞債権額	492,383千円
貸出条件緩和債権額	－千円
合計額	11,581,503千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手

続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

25. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
定期預け金	119,309,400千円
担保資産に対応する債務	
預 金	20千円
借 用 金	67,500,000千円

上記のほか、定期預け金を為替決済及び当座貸越の担保として41,208,800千円差し入れております。

26. 出資1口当たりの純資産額

21,015円2銭

27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。

このため、金利等、市場の変動により金庫の収益が大きく影響を受けるため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客さまを対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化という手法を用いてリスクの削減をしております。

有価証券は、国内債券を中心とし、株式・投資信託などで構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門・リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、月次で部長会に報告し、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、部長会に報告しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記しております。

日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、及び、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをバリュエーション・リスク（VaR）といわれる手法を用いて計量化し、月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに対して、個別案件ごとのリスク量の計量化を行うなどの管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫は、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、ならびに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。

日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをバリュエーション・リスク（VaR）といわれる手法を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では主な金融資産（「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（非上場株式を除く）」、「貸出金」と金融負債（「預金」、「借入金」）の市場リスク量を月次でバリュエーション・リスク（VaR）といわれる手法により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまようコントロールしております。

当金庫のバリュエーション・リスク（VaR）は分散共分散法（有価証券：保有期間30日、信頼区間99%、観測期間250日／その他の金融資産・金融負債：保有期間250日、信頼区間99%、観測期間250日）といわれる手法により算出しております。令和8年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は有価証券2,925,097千円、その他の金融資産・金融負債23,818,262千円となりました。

なお、有価証券については、バリュエーション・リスク（VaR）の値と実際の損益の動きを比較する「バックテスト」を定例的に実施し、バリュエーション・リスク（VaR）モデルの有効性を検証しております。ただし、バリュエーション・リスク（VaR）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当金庫は、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、及びリスク統括部門が日次で適切に管理するとともに、その管理状況を部長会に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	385,476,421	384,664,170	△812,250
(2)買入金銭債権	17,501,564		
貸倒引当金（※1）	△5		
	17,501,558	18,434,803	933,244
(3)金銭の信託	2,000,000	2,000,000	－

(4)有価証券	－	－	－
満期保有目的の債券	119,372,026	119,372,026	－
その他有価証券			
(5)貸出金	1,869,414,971		
貸倒引当金（※2）	△783,467		
	1,868,631,504	1,859,892,719	△8,738,784
金融資産計	2,392,981,511	2,384,363,720	△8,617,791
(1)預金積金	2,210,259,812	2,209,409,529	△850,282
(2)譲渡性預金	51,615,597	51,621,670	6,072
(3)借入金	67,500,000	67,500,000	－
金融負債計	2,329,375,409	2,328,531,199	△844,209

(※1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融商品の時価の算定方法については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）、及び「銀行等金融機関における金融商品の時価の算定に関する監査上の留意事項」（同業種別委員会研究報告第13号）等を参考に下記のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)買入金銭債権

金庫が保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い金庫が保有する受益権（メザニン受益権、劣後受益権等）であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権（優先受益権）の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社等により公表されている基準価額によって時価算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30項～34項に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮しておりません。

(3)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	80,000
非上場株式（※1）	9,450
労働金庫連合会出資金（※1）	15,800,000
組合出資金（※2）	280,904
合 計	16,170,354

（※1）子会社・子法人等株式、非上場株式及び労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしていません。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1)売買目的有価証券
- ありません。
- (2)満期保有目的の債券
- ありません。
- (3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
- ありません。
- (4)その他有価証券
-

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	661,799	299,160	362,638
	債券	1,005,000	1,000,000	5,000
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,005,000	1,000,000	5,000
	その他	13,876,650	12,170,879	1,705,771
	小 計	15,543,449	13,470,040	2,073,409
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	50,635	53,807	△3,172
	債券	67,219,158	73,602,354	△6,383,195
	国債	18,016,850	20,702,236	△2,685,386
	地方債	2,753,924	3,061,860	△307,935
	短期社債	—	—	—
	社債	46,448,384	49,838,257	△3,389,873
	その他	36,558,783	39,654,309	△3,095,525
	小 計	103,828,577	113,310,470	△9,481,893
合 計		119,372,026	126,780,510	△7,408,483

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

ありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	17,841,023	—	977,157
国債	—	—	—
地方債	4,920,618	—	384,958
短期社債	—	—	—
社債	12,920,405	—	592,198
その他	849,901	292,489	—
合 計	18,690,924	292,489	977,157

33. 保有目的区分を変更した有価証券

ありません。

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合

出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）したものはありません。

また、時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

35. 金銭の信託の保有目的別内訳

- (1)運用目的の金銭の信託
- 2,000,000千円
- (2)満期保有目的の金銭の信託
- ありません。
- (3)その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
- ありません。

36. 有価証券の貸付等

ありません。

37. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、196,868,235千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は40,353,896千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち156,483,381千円でありますが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	2,093,637千円
退職給付引当金	86,908千円
減価償却限度超過額	328,894千円
賞与引当金	133,817千円
退職給付にかかる信託財産	752,062千円
その他	430,072千円
繰延税金資産小計	3,825,392千円
評価性引当額	△226,513千円
繰延税金資産合計	3,598,878千円

繰延税金負債

前払年金費用	331,498千円
固定資産圧縮積立金	20,173千円
その他	12,250千円
繰延税金負債合計	363,921千円
繰延税金資産の純額	3,234,957千円

財務諸表

◆損益計算書・チェックポイント

『損益計算書』は一定期間内にどれだけの収益をあげたか、費用がいくらかかったか、その結果利益はいくら計上できたのかを示すものです。ろうきんは融資や為替業務及び預け金や有価証券運用等により利息や手数料等の収益をあげております。その反対に資金を調達するためにかかる預金利息や人件費・物件費等、費用の支払いが必要です。この収益と費用の差額が利益となります。

『損益計算書』では、資金の調達と運用を通じてバランスがとれた収支構造と適正な利益水準が確保されているかどうかなどがチェックポイントとなります。

◆損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経常収益	25,828	31,748
資金運用収益	23,174	27,946
貸出金利息	19,534	23,716
預け金利息	1,317	1,722
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	1,917	2,129
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	404	378
役務取引等収益	1,082	1,625
受入為替手数料	217	238
その他の役務収益	865	1,387
その他の業務収益	1,231	1,820
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	30	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,200	1,820
その他の経常収益	339	356
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	336	292
金銭の信託運用益	—	62
その他の経常収益	2	0
経常費用	22,147	28,038
資金調達費用	2,181	6,143
預金利息	2,134	5,927
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	28	152
借入金利息	17	64
債券貸借取引支払利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	6,082	6,677
支払為替手数料	1,106	1,162
その他の役務費用	4,975	5,514
その他の業務費用	296	987
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	35	977
国債等債券償還損	246	5
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	15	4
経常費用	13,368	13,891
人件費	7,038	7,205
物件費	5,741	5,982
税金	587	703
その他の経常費用	219	338
貸倒引当金繰入額	160	337
貸出金償却	—	—
株式等売却損	4	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	54	—
その他資産償却	—	—
退職手当金	—	0
その他の経常費用	—	—
経常利益	3,680	3,709
特別利益	—	1
固定資産処分益	—	1
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	166	29
固定資産処分損	1	7
減損損失	165	22
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	3,514	3,682
法人税、住民税及び事業税	780	928
法人税等調整額	56	34
法人税等合計	836	963
当期純利益	2,677	2,718
繰越金(当期首残高)	997	763
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	3,675	3,482

■損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 17,726千円
子会社との取引による費用総額 324,023千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 512円38銭

4. 顧客との契約から生じる収益

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、953,487千円であります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◆剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度総会承認日 (2025年6月23日)	2025年度総会承認日 (2026年6月26日)
当期末処分剰余金	3,675	3,482
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	2,912	2,412
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%) 212	(年4%) 212
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	199	199
特別積立金	2,500	2,000
繰越金(当期末残高)	763	1,070

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については2026年5月26日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査を受け、2026年5月26日に監事の監査を受けております。なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月26日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

確認書

私は、令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月29日

東海労働金庫
理事長 佐々木 龍也

◆出資配当

(単位:千円、%)

項 目	2024年度総会承認日 (2025年6月23日)	2025年度総会承認日 (2026年6月26日)
出資配当	212,152	212,188
(配当率)	(年4%の割合)	(年4%の割合)
利用配当	199,996	199,996
配当負担率	11.21	11.83

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

自己資本の充実の状況

◆単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2024年度末	2025年度末
10.05	9.78

(注)当金庫は、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき、自己資本比率を算定しております（以下、「自己資本比率告示」といいます）。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、「労働金庫法施行規則第百四十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております（以下、「第3の柱告示」といいます）。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)ーコア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + (マーケット・リスク相当額の合計額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額) \times 12.5(注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計
(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計
(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフ・バランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額
(注4) 8% (国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じております。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しております。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に multiplying 信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

③オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注)標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.78%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

◆(単体)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末	2025年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	114,079	116,382
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,309	5,307
うち、利益剰余金の額	109,183	111,490
うち、外部流出予定額(△)	412	412
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	445	783
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	445	783
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格日資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	114,525	117,166
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	54	72
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	54	72
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	103	197
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,178	1,173
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,336	1,442
自己資本		
自己資本の額(イ)ー(ロ)) / (ハ)	113,188	115,723
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,089,984	1,146,804
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,220	36,106
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,125,204	1,182,911
自己資本比率		
自己資本比率(ハ) / (ニ))	10.05	9.78

「コア資本」とは

パーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しております。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等です。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうぎんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されております。「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1)金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2)機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3)配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4)経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額(△)」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しております。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められております。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25％）

「コア資本に係る調整項目」とは

「コア資本に係る調整項目」とは、自己資本比率の算出において「コア資本」から控除される項目です。主な項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等です。これらは損失吸収力が乏しいことや金融システム全体のリスクを高めるため資本から差し引くこととされています。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額（(イ)－(ロ)）」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

当金庫はマーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは

標準的計測手法（注1）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注1）標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

◆(単体)定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当期末（2025年度末）の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東海労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：5,307百万円

2. 金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の当期末（2025年度末）自己資本比率は9.78%(単体)であり、国内基準の4%を大きく上回っております。当金庫は、「自己資本管理方針」及び「自己資本管理要綱」の中で自己資本の充実度を、①統合的リスク管理の観点、②金融機関に課せられた規制対応の観点の両面から評価することとしております。具体的な評価方法は以下のとおりです。

①統合的リスク管理における充実度評価

以下の式を満たした場合、統合的リスク管理において、自己資本は充実していると評価するものとします。

$$\begin{array}{ccc} \text{信用リスク量合計} & & \text{信用リスク・リミット} \\ + & \leq & + \\ \text{市場リスク量合計} & & \text{市場リスク・リミット} \end{array}$$

なお、上記信用リスク・リミット、及び市場リスク・リミットの合計額は、自己資本の額から自己資本比率4%を維持するために必要な資本、オペレーショナルリスク対応分、及び未使用資本を控除した額としております。従って、仮に全てのリスクが同時に顕在化した場合でも、自己資本比率4%は維持できることとなります。

②規制対応における充実度評価

下記iとiiの合計額が自己資本の額以内となった場合、規制対応上において自己資本は充実していると評価するものとします。

i. 信用リスク、及びオペレーショナルリスクのリスク・アセット額に対して4%(国内基準)を乗じたものを信用リスク、及びオペレーショナルリスクに対する所要自己資本額とします。

ii. 金庫全体の金利リスクについては、所定の基準によって算出された金利リスク額を所要自己資本額とします。なお、その他のリスクについては、影響が限定的であると考え、考慮しておりません。

上記①、及び②のどちらも自己資本が充実しているという評価となった場合、全体として金庫の自己資本は充実しているものと判断しております。

・将来の自己資本の充実策

当金庫では、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しております。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3. 信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクは金庫業務を営む上で根幹に位置するリスクであり、収益の源泉であるとの認識の下、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」を定めております。また、当金庫の資産の大部分を占める貸出金に対する信用リスク管理については別途「クレジット・ポリシー」において詳細に定めております。以下は信用リスク管理手続等の概要です。

- ①融資商品・制度に係る規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しております。
- ②個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しております。
- ③信用リスクの評価については、資産査定実施部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めております。また、信用リスクの高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めております。
- ④信用リスクの管理状況、信用リスク量、及び今後の対応方針等については、経営政策委員会等にて確認・協議しております。また、常務会及び理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しております。
- ⑤貸倒引当金は、「資産査定要綱」に基づき以下のとおり計上しております。

● 正常先債権及び要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

● 破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

● 破綻先債権及び実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫はリスク・ウェイト判定にあたり、以下の適格格付機関を使用しております。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (MOODY'S)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)

なお、以下の場合を除き、エクスポーチャーの種類ごとにリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準を設定していません。

a. オリジネーターとして保有する証券化エクスポーチャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)

(3)エクスポーチャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定

エクスポーチャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(適格金融資産担保)

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いております。告示で定められた条件を確実に満たしている預金担保融資における当該預金を「適格金融資産担保」としております。

(保証)

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いております。

(クレジット・デリバティブ)

取扱いはありません。

5. 証券化エクスポーチャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及びリスク特性の概要

①リスク管理態勢

a. オリジネーターとしての証券化取引

当金庫では、証券化実施に伴う固有のリスクを関連部署にて特定・認識した上で、経営政策委員会等に付議・報告を行っております。

また、証券化実施にあたっては、外部格付機関による証券化の対象となる住宅ローンの分析・評価を受けて、投資家に販売する優先受益権、金庫で保有するメザニン受益権、劣後受益権、及びセラー受益権に可能な限り格付を取得する等、ALM・リスク管理において証券化実施の効果を最大限発揮できるよう努めております。

証券化取引に伴い、当金庫は信用補完を目的としたエクスポーチャーを保有することとなりますが、これらのリスクは証券化の裏付資産である住宅ローンのリスクそのものであることから、この裏付資産の住宅ローンを証券化していない住宅ローン同様に管理することで信用リスクの把握・管理を行っております。また、流動性補完を目的としたエクスポーチャーについては、流動性補完の発生の可能性について把握・管理しております。なお、証券化実施に当たっては、各種データについては監査法人において、契約書等については弁護士によってチェックを受けております。

b. 投資家としての証券化取引

当金庫では、証券化商品などへ投資する際には、市場部門とリスク統括部門が適切に連携し、投資対象商品の特性、潜在するリスク等を特定するとともに、可能な限り保守的な方法で信用リスクや金利リスクを把握しております。また、定期的に時価を把握するとともに、格付状況の変化を確認することにより、信用リスク等の変化についてもモニタリングしております。

②証券化取引方針

a. オリジネーターとしての証券化取引

当金庫は、住宅ローンを販売していくにあたり、証券化を活用しています。証券化にあたっては、実施することによるリスク管理上のメリットや収益、自己資本比率等に与える影響を経営政策委員会等にて総合的に判断し、最終的な証券化実施の可否を理事会で判断しております。

b. 投資家としての証券化取引

当金庫は、証券化商品を分散投資の一環で投資対象としております。しかし、一般的な有価証券や当金庫の資産と比較した場合、その商品特性やリスク特性が見極めにくい、リスクを定量的に把握できるか、リスク・リターン観点から投資妙味があるか等を総合的に判断した上で投資を行っております。

③証券化取引における役割、及び関与の度合い

オリジネーターとしての証券化取引

当金庫は、証券化実施に際し、以下の役割を担っております。

- 証券化対象となる債権の貸出、及び譲渡を行うオリジネーター
- 原債権者から元金利息の回収を行い、債権譲渡先である信託銀行への引き渡しを行うサビサー
- メザニン受益権、劣後受益権、セラー受益権の受益権者

(2)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を行っていないため、方針を策定しておりません。

(3)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(4)証券化取引に関する会計方針

当金庫では、日本公認会計士協会による「金融商品会計に関する実務指針」に従い、証券化取引を資産の売却(消滅)として会計処理しております。証券化取引の手法として当金庫では信託方式を採用しており、信託受益権を私募の取扱業者である証券会社に売却した時点をもって資産の売却と認識しております。また、売却時には、対象となる住宅ローンの時価評価を行い、譲渡損益を計上すると共に、留保持分の時価評価を行っております。留保持分の取得差額については償却原価法を適用して受益権の配当の修正を行っております。

(5)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫は、証券化エクスポージャーの種類ごとにはリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準を設定しておりません。証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の基準は以下のとおりです。

a. オリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)

b. 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (MOODY'S)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

6. CVAリスクに関する事項

(1)CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

当金庫では、該当する取引はありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③情報資産リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥リーガルリスクに区分し、それぞれのリスクを各リスク主管部署が専門的な立場から管理するとともに、リスク統括部門が全体を包括的に管理・把握しております。

オペレーショナル・リスク全体の管理状況、及び今後の方針対応等については、「オペレーショナルリスク管理方針」及び各規程等に基づき、定期的に経営政策委員会等で協議しております。また、オペレーショナル・リスク管理の実効性を確保するため、事務リスク管理部会等において、各リスクについて、より詳細に状況を把握するとともに、具体的な再発防止策等を協議することにより、オペレーショナル・リスクの削減を図っております。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法 …BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）

(2)BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益（有価証券利息配当金を除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

(3)ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

(4)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(5)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、市場リスク管理方針等に基づき、上場株式等エクスポージャーについては、リスク統括部門において、日次で時価の把握、VaR(バリュー・アット・リスク)によるリスク量の計量化を行う等、適切に管理しております。出資等エクスポージャーについては、現状、リスクは限定的であると考え、特にリスク管理を行っておりませんが、リスクの増加が懸念される状況となった場合は、リスクの把握方法等の検討を行う予定です。会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、金利リスクは収益の最大の源泉であるとの認識の下、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」を定めるとともに、「リスク管理要綱」等において具体的な管理態勢・管理手法等を定めております。なお、金利リスクの計測は、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフバランス取引を対象にしております。以下は金利リスク管理手続きの概要です。

①金利リスクの管理はリスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の金利(価格変動)リスクは日次で計量化し、フロント部門に報告するとともに、預金・貸出金を含めた金庫全体の金利リスクについては、月次で計量化し、経営政策委員会等に報告しております。また、定期的に理事会へも報告しております。

②金利リスク管理の方針等は、経営政策委員会等にて協議しております。金庫資産の多くが金利リスクを有する住宅ローンであるため、金利リスクに対しては、証券化等を活用し、金利リスクが過大にならないよう対応しています。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫(単体)が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

- ①開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
当金庫では、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額であるΔEVE及び金利収益の変動額であるΔNIIを計測しております。計測方法の概略は以下のとおりです。
- i. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ii. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - iii. 流動性預金への満期の割り当て方法は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - iv. 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - v. 複数通貨の集計方法は、保守的に通貨毎に算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみ対象としております。
 - vi. 当金庫では計測にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて計測しております。
 - vii. 貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - viii. 当期末のΔEVEは8,517百万円（前期末比：△4,462百万円）となりました。

ix. ΔEVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

- ②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当金庫では、統合的リスク管理において、VaR(バリュー・アット・リスク)という統計的手法にて、金利リスクを計測しております。VaRの計測方法の概略は以下のとおりです。

- i. 市場金利、株価指数等の過去の値動きから、将来、一定の確率で生じうるこれらの値動きを推測します。また、これらの値動きから、それぞれの相関関係(係数)を推計します。
- ii. 現在の金庫のポートフォリオに、iで算出された一定の確率で生じうる値動きや相関関係を当てはめ、一定期間に生じうるポートフォリオの現在価値減少額を計測します。
- iii. 一定の確率(信頼水準)は99%としております。また、一定期間(保有期間)は、有価証券は経営政策委員会開催サイクル、及びその後の売買の実行に要する日数等を勘案して30日とし、預貸金、預け金等については、流動性等を考慮し、保守的に250日(約1年)としております。

◆(単体)定量的開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスク・アセットの額及び信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

		2024年度末		2025年度末	
		リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク	(A)	1,089,984	43,599	1,146,804	45,872
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとの エクスポージャー (注3)	ソブリン向け (注4)	1,084,610	43,384	1,129,752	45,190
	金融機関向け	572	22	611	24
	法人等向け	89,159	3,566	82,414	3,296
	中堅中小企業向け及び個人向け	26,867	1,074	21,785	871
	抵当権付住宅ローン	2,069	82	2,059	82
	事業用不動産関連向け	885,905	35,436	936,021	37,440
	延滞エクスポージャー (注5)	167	6	22	0
	その他の (注6)	9,746	389	12,716	508
	70,122	2,804	74,120	2,964	
	証券化エクスポージャー (注7)	5,373 (-)	214 (-)	17,052 (-)	682 (-)
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	17,185	687	18,239	729
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注9)	16,479	659	17,537	701
	マンデート方式 (注10)	-	-	-	-
	蓋然性方式 (250%) (注11)	706	28	702	28
	蓋然性方式 (400%) (注11)	-	-	-	-
	フォールバック方式 (1,250%) (注12)	-	-	-	-
未決済取引		-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法) (注13)		-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注14)		-	-	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (B)		-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)		35,220	1,408	36,106	1,444
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)		1,125,204	45,008	1,182,911	47,316

(注1) 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことで、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。
エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しております。
また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっております。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

- (注2) 所要自己資本＝リスク・アセット×４％
(注3) 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことであり、
(注4) 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
(注5) 「延滞エクスポージャー」については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値としております。
(注6) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」とは、劣後債権、取立未済手形、出資等です。
(注7) 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことであり、「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことであり、
(注8) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とは、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。当金庫では、「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
(注9) 「ルック・スルー方式」とは、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- (注10) 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- (注11) 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
(注12) 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
(注13) 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）
当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を８％で除して得た額をリスク・アセットとしております。
(注14) 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。
(注15) マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。
(注16) 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。
標準的計測手法（※1）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
（※1）標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

（単位:百万円 ※ILMを除く）

	2024年度末	2025年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8％で除して得た額	35,220	36,106
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,817	2,888
BIの額	23,480	24,071
BICの額	2,817	2,888
ILMの値	1	1

2. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

地域別

(単位:百万円)

地域 区分	エクスポ ージャー 区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポ ージャー (注3)	
		2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末
国 内		2,419,189	2,454,163	1,872,432	1,937,318	94,130	74,793	-	-	3,035	2,571	449,590	439,479	9,436	12,462
国 外		40,144	33,038	-	-	36,531	29,425	-	-	3,612	3,612	-	-	-	-
合 計		2,459,334	2,487,202	1,872,432	1,937,318	130,662	104,219	-	-	6,648	6,184	449,590	439,479	9,436	12,462

業種別

(単位:百万円)

業種 区分	エクスポ ージャー 区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポ ージャー (注3)	
		2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末
製 造 業		12,067	7,680	-	-	11,958	7,505	-	-	-	-	108	175	-	-
農 業 ・ 林 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業		2,702	2,203	-	-	2,702	2,203	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		300	300	-	-	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業		18,207	14,117	-	-	18,207	14,117	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		8,129	5,233	-	-	8,129	5,233	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		5,126	4,027	-	-	5,115	4,016	-	-	-	-	11	11	-	-
卸売業・小売業・宿泊業・ 飲 食 サ ー ビ ス 業		6,801	4,914	-	-	6,801	4,914	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業		460,705	440,478	-	-	42,928	35,222	-	-	-	-	417,777	405,255	-	-
不動産業・物品賃貸業		3,937	4,141	530	531	3,406	3,609	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉		267	247	267	247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		1,215	1,241	134	160	1,001	1,001	-	-	-	-	80	80	-	-
国・地方公共団体		30,175	26,106	-	-	30,111	26,095	-	-	-	-	64	11	-	-
個 人		1,871,194	1,936,159	1,871,194	1,936,159	-	-	-	-	-	-	-	-	9,436	12,462
そ の 他		38,503	40,349	305	219	-	-	-	-	6,648	6,184	31,549	33,945	-	-
合 計		2,459,334	2,487,202	1,872,432	1,937,318	130,662	104,219	-	-	6,648	6,184	449,590	439,479	9,436	12,462

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分		期間区分	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
合 計	貸出金等取引(注1)	2024年度末	260,058	72,567	173,811	138,854	67,044	97,534	1,649,464	2,459,334
		2025年度末	258,091	58,530	197,968	108,942	59,613	106,089	1,697,966	2,487,202
	債券	2024年度末	77,870	8,482	16,673	34,590	37,745	72,751	1,624,319	1,872,432
		2025年度末	80,405	10,827	16,643	35,238	37,375	79,742	1,677,085	1,937,318
	店頭デリバティブ取引	2024年度末	-	11,405	18,145	21,884	29,298	24,782	25,144	130,662
		2025年度末	-	3,103	10,478	21,173	22,238	26,346	20,880	104,219
	複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)	2024年度末	-	-	-	-	-	-	-	-
		2025年度末	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の資産等(注2)	2024年度末	6,648	-	-	-	-	-	-	6,648
		2025年度末	6,184	-	-	-	-	-	-	6,184
合 計	その他の資産等(注2)	2024年度末	175,539	52,679	138,992	82,379	-	-	-	449,590
		2025年度末	171,502	44,600	170,846	52,530	-	-	-	439,479

(注1) エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、有形・無形固定資産等です。

(注3) エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計です。

(注4) CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

※債務保証、コミットメントは、残存期間の把握ができない期間の定めがないものに含めております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度末	284	445	－	284	445
	2025年度末	445	783	－	445	783
個別貸倒引当金	2024年度末	8	－	－	0	7
	2025年度末	7	－	－	0	7
合 計	2024年度末	293	453	－	293	453
	2025年度末	453	790	－	453	790

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業 ・ 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	6	6	-	-	-	-	0	0	6	5	-	-
そ の 他	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
合 計	8	7	-	-	-	-	0	0	7	7	-	-

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位:百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%) (注3)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・ アセットの額	
現金	17,337	—	17,337	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,239	—	21,239	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	300	—	150	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,063	—	3,063	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	601	—	601	—	60	10
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2,004	—	2,004	—	400	20
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	402,209	—	402,209	—	82,414	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24	—	24	—	7	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	44,342	930	44,342	93	21,785	49
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	196,016	—	66,617	2,059	3
トランザクター向け	—	31,944	—	3,194	1,437	45
不動産関連向け	1,857,024	—	1,857,024	—	936,044	50
自己居住用不動産等向け	1,856,986	—	1,856,986	—	936,021	50
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	37	—	37	—	22	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6,507	—	6,507	—	8,134	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	507	—	507	—	761	150
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	11,954	—	11,954	—	11,954	100
取立未済手形	305	—	305	—	61	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,626	—	6,626	—	8,614	130
合計					1,072,442	

前期末(2024年度末)

(単位:百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%) (注3)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・ アセットの額	
現金	14,850	—	14,850	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,391	—	18,391	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,978	—	8,978	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	701	—	701	—	70	10
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,005	—	1,005	—	502	50
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	427,188	—	427,188	—	89,159	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16	—	16	—	4	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	55,891	928	55,891	92	26,867	48
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	191,668	—	64,825	2,069	3
トランザクター向け	—	32,765	—	3,276	1,474	45
不動産関連向け	1,797,195	—	1,797,195	—	886,073	49
自己居住用不動産等向け	1,796,840	—	1,796,840	—	885,905	49
賃貸用不動産向け	301	—	301	—	135	45
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	53	—	53	—	32	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	13,636	—	13,636	—	13,636	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	619	—	619	—	929	150
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	8,816	—	8,816	—	8,816	100
取立未済手形	257	—	257	—	51	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	7,023	—	7,023	—	7,023	100
合計					1,035,200	

(注1) 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

(注2) 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

(注3) 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。

(注4) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期(2025年度末)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	17,337	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	2,004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	389,501	-	9,199	-	-	-	-	-	-	3508	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	7,312	-	-	-	-	-	-	-	-	30,869	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,194	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,194	-	-	-	-
不動産関連向け	1,009	-	-	216,887	87,168	211,463	40	-	159	208,217	-	-	386,594	-	37	18
自己居住用不動産等向け	1,009	-	-	216,887	87,168	211,463	40	-	159	208,217	-	-	386,594	-	-	18
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	305	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	42,650	601	-	616,012	87,168	220,662	40	-	159	208,217	-	3,194	421,272	-	37	18

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,337
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,063
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	601
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,004
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	402,209
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	4,924	-	873	-	-	455	-	-	-	-	-	-	-	-	44,435
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	63,423	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66,617
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,194
不動産関連向け	566,502	178,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,857,024
自己居住用不動産等向け	566,502	178,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,856,986
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,507	-	-	-	6,507
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	507	-	-	-	507
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	11,954	-	-	-	-	-	-	-	-	11,954
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	305
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,626	-	-	6,626
合計	566,502	247,271	-	873	-	-	12,410	-	-	-	-	7,015	6,626	-	-	2,440,737

前期(2024年度末)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	14,850	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	408,575	-	9,311	-	-	-	-	-	-	9,301	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	9,602	-	-	-	-	-	-	-	-	40,181	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,276	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,276	-	-	-	-
不動産関連向け	1,072	-	-	230,385	86,819	217,060	124	-	688	196,503	-	301	393,084	-	53	104
自己居住用不動産等向け	1,072	-	-	230,385	86,819	217,060	124	-	688	196,503	-	-	393,084	-	-	104
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	43,294	701	-	648,820	86,819	226,371	124	-	688	196,503	-	3,577	443,572	-	53	104

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,850
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,391
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,978
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	701
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	427,188
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	4,816	-	916	-	-	467	-	-	-	-	-	-	-	-	55,984
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	61,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64,825
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,276
不動産関連向け	514,980	156,017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,797,195
自己居住用不動産等向け	514,980	156,017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,796,840
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,636	-	-	-	13,636
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	619	-	-	-	619
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	8,816	-	-	-	-	-	-	-	-	8,816
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,023	-	-	7,023
合計	514,980	222,382	-	916	-	-	9,283	-	-	-	-	14,256	7,023	-	-	2,419,476

(注1) 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

(注2) 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。

(注3) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	967,296	—	—	967,296
40%～70%	1,196,048	31,944	10	1,199,242
75%	183,848	164,071	39	247,271
80%	—	—	—	—
85%	873	—	—	873
90%～100%	12,317	930	10	12,410
105%～130%	—	—	—	—
150%	7,015	—	—	7,015
250%	6,626	—	—	6,626
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,374,026	196,947	34	2,440,737

前期末(2024年度末)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,006,820	—	—	1,006,820
40%～70%	1,155,515	32,765	10	1,158,791
75%	160,833	158,903	39	222,382
80%	—	—	—	—
85%	916	—	—	916
90%～100%	9,190	928	10	9,283
105%～130%	—	—	—	—
150%	14,256	—	—	14,256
250%	7,023	—	—	7,023
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,354,558	192,596	34	2,419,476

(注1) 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

(注2) 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。

(注3) コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保(注1)		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	60,758	62,596	—	—	—	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
法人等向けエクスポージャー	2	3	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー	60,755	62,593	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー(注2)	—	—	—	—	—	—

(注1) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(注2) 「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は取り扱っておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

i. 原資産の合計額等

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
資産譲渡型証券化取引	20,570	56,800
カードローン	—	—
住宅ローン	20,570	56,800
自動車ローン	—	—
合成型証券化取引	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
合 計	20,570	56,800

ii. 原資産を構成するエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
延滞エクスポージャーの額(注)	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
デフォルトしたエクスポージャーの額	—	42
当期の損失	—	—
カードローン	—	—
当期の損失	—	—
住宅ローン	—	42
当期の損失	—	—
自動車ローン	—	—
当期の損失	—	—

(注) 「延滞エクスポージャーの額」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等に該当する各エクスポージャーの額です。

iii. 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—

iv. 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額	—	9,955
カードローン	—	—
住宅ローン	—	9,955
自動車ローン	—	—

v. 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

	差 額		売却益		売却損	
	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	—	302	—	302	—	—
カードローン	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	—	302	—	302	—	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—

vi. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	2024年度末		2025年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,640	—	17,513	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	7,640	—	17,513	—
自動車ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

vii. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額(注1)			
	2024年度末		2025年度末		2024年度末		2025年度末	
	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	2,556	—	2,540	—	41	—	39	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	1,244	—	1,793	—	82	—	121	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%(注3)	3,839	—	13,181	—	1,919	—	6,590	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	3,839	—	13,181	—	1,919	—	6,590	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	7,639	—	17,516	—	2,042	—	6,751	—

(注1) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
(注2) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
(注3) 「1,250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

viii. 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
及び原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額	103	197
カードローン	—	—
住宅ローン	103	197
自動車ローン	—	—

ix. 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを
対象とする実行済みの信用供与の額 (単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
早期償還条項付の証券化エクスポージャー を対象とする実行済みの信用供与の額	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—

(2) 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当がありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	7,417		7,825	
非上場株式等	15,847		16,381	
その他の	8,400		15,800	
合計	31,664	31,664	39,986	39,986

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
(注2) 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託(ETF、REIT)を計上しています。
(注3) 「非上場株式等」の区分には、私募REIT、私募投信、匿名組合出資、子会社・関連会社株式を計上しています。
(注4) 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
売却益	360	292
売却損	40	—
償却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
評価損益	75	969

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
評価損益	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	27,868	28,341
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式 (250 %) を適用するエクスポージャー	282	280
蓋然性方式 (400 %) を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	－	－

8. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

	金利リスク量 (VaR)	
	2024年度	2025年度
預 金 ・ 貸 出 金 ・ 預 け 金 等	2,008	3,735
有 価 証 券	2,709	2,925
合 計	4,717	6,660

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	8,516	12,979	375	271
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	0	2,959
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	8,516	12,979	375	2,959
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自 己 資 本 の 額	115,723		113,188	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、P.12「10. 金利リスクに関する事項 (2) 金利リスクの算出手法の概要」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義及び計測方法等が変更になりました。ここに記載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。

(注3) 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック (金利リスク量を算定する際の市場金利の変動) に対する経済的価値の減少額として計測されるものです (経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。

(注4) 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです (金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

預金に関する指標

◆預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2024年度末				2025年度末			
	個人預金	法人預金			個人預金	法人預金		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当 座 預 金	－	－	－	125	－	－	－	68
普 通 預 金	626,952	194	1	108,795	630,707	184	1	110,196
貯 蓄 預 金	920	－	－	－	889	－	－	－
通 知 預 金	－	－	－	－	－	－	－	－
別 段 預 金	1	89	10	706	－	83	15	678
定 期 預 金	1,094,630	113,409	9,175	213,155	1,120,871	144,717	10,467	191,377
定 期 積 金	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 預 金	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	1,722,504	113,693	9,187	322,783	1,752,468	144,985	10,484	302,321

(注) 合計には譲渡性預金は含んでいません。

◆預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
流 動 性 預 金	733,352	746,699
定 期 性 預 金	1,401,942	1,437,650
譲 渡 性 預 金	48,246	50,449
そ の 他 の 預 金	－	－
合 計	2,183,541	2,234,799

◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	974,008	1,029,296
変 動 金 利 定 期 預 金	87	113
そ の 他	456,275	438,022
合 計	1,430,371	1,467,432

◆財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	243,205	10.93	231,170	10.22
財 形 年 金	39,395	1.77	37,359	1.65
財 形 住 宅	14,872	0.66	13,459	0.59
合 計	297,473	13.37	281,989	12.46

◆預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	1,813,643	83.64	1,844,493	83.45
民 間 労 働 組 合	998,084	46.03	1,004,738	45.45
民間以外の労働組合及び公務員の団体	171,719	7.92	163,591	7.40
消費生活協同組合及び同連合会	16,748	0.77	18,530	0.83
そ の 他 の 団 体	627,090	28.92	657,633	29.75
(う ち 間 接 構 成 員)	(1,605,148)	(74.03)	(1,638,155)	(74.11)
個 人 会 員	1,839	0.08	1,737	0.07
国・地方公共団体・非営利法人	157,743	7.27	194,673	8.80
一 般 員 外 (a)	194,942	8.99	169,354	7.66
合 計	2,168,169	100.00	2,210,259	100.00

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末	2025年度末
一 般 員 外 譲 渡 性 預 金 (b)	46,280	46,860
一般員外預金計(c): (上表の(a) + (b))	241,222	216,214
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	2,223,286	2,261,875
一般員外預金比率(c) / (d) × 100	10.84	9.55

(注) 当金庫は、上記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることにより同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

内国為替取扱実績・公共債窓口販売実績・投資信託窓口販売実績

◆内国為替取扱実績

(単位:件)

項 目	2024年度		2025年度	
	各地へ向けた分	各地より受けた分	各地へ向けた分	各地より受けた分
送 金 ・ 振 込	2,318,224	4,593,869	2,477,031	4,865,149
代 金 取 立	5	2	1	0
合 計	2,318,229	4,593,871	2,477,032	4,865,149

◆公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2024年度	2025年度
国 債	3,100,010	4,772,720

◆投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2024年度	2025年度
投 資 信 託	7,440,971	7,315,321

貸出金等に関する指標

◆労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 合計(A)	9,437	11,582
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,823	5,671
危険債権	5,179	5,418
要管理債権	434	492
三月以上延滞債権	434	492
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	9,434	11,579
担保・保証等による回収見込み額	9,434	11,579
貸倒引当金	1	0
保全率(B)/(A) (%)	99.96	99.98
正常債権(C)	1,798,180	1,859,105
総与信残高(D)=(A)+(C)	1,807,617	1,870,687
(A)/(D) (%)	0.52	0.62

(注) 1.金額は決算後（償却後）の計数です。
2.金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

お客さまからお預かりした預金の安全な運用管理に万全な体制を心がけ、労働金庫法及び金融再生法上の開示債権に対しては十分な備えをしております。

2025年度末の労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計は115億82百万円で、総与信残高1兆8,706億87百万円に占める割合（労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率）は0.62%となっております。

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権の内訳は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が56億71百万円、「危険債権」が54億18百万円、「要管理債権」が4億92百万円となっております。

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計115億82百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が115億79百万円となっております。また、「貸倒引当金」は0.5百万円未満となっております。その結果、保全額は115億79百万円となり、労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計の99.98%をカバーしております。

「労働金庫法及び金融再生法上の開示債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」に区分されます。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことで、

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却	—	—

◆貸倒引当金残高

(単位:百万円)

項 目	2024年度		2025年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
貸 倒 引 当 金	453	160	790	337
一 般 貸 倒 引 当 金	445	160	783	338
個 別 貸 倒 引 当 金	7	△0	7	△0

「一般貸倒引当金」とは

「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

「個別貸倒引当金」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「労働金庫法に基づく開示債権」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」の各種基準を比較すると、以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定	
定 義	労働金庫の資産査定規程・要綱
区 分 単 位	債務者単位
対 象	債権
破 綻 先 509	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実 質 破 綻 先 5,161	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破 綻 懸 念 先 5,418	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要 注 意 先 3,583	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正 常 先 1,856,013	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
そ の 他 0	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権

(単位:百万円)

労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権	
定 義	労働金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
区 分 単 位	債務者単位
対 象	総与信
(注1)	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権 5,671	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
(注1)	
危 険 債 権 5,418	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
要 管 理 債 権 (債 権 単 位) 492	元金または利息支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
三 月 以 上 延 滞 債 権 492	
貸 出 条 件 緩 和 債 権 —	
正 常 債 権 (注2) 1,859,105	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権の公表においては単位未満を四捨五入して表示しております。

(注1) 資産査定と労働金庫法及び金融再生法の差は、直接償却額分です。前ページ貸出金償却の額と一致しないのは、個別貸倒引当金を引当済みの債権が含まれていることによります。

(注2) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

貸出金等に関する指標

◆貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
手 形 貸 付	37	31
証 書 貸 付	1,748,540	1,837,470
当 座 貸 越	13,126	13,889
割 引 手 形	－	－
合 計	1,761,705	1,851,391

◆貸出金担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	1,186	0.06	1,106	0.05
有 価 証 券	－	－	－	－
動 産	－	－	－	－
不 動 産	11,779	0.65	10,136	0.54
そ の 他	11	0.00	11	0.00
小 計	12,977	0.71	11,254	0.60
保 証	1,792,615	99.23	1,857,332	99.35
信 用	893	0.04	828	0.04
合 計	1,806,486	100.00	1,869,414	100.00

◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
固 定 金 利 貸 出 金	892,129	823,856
変 動 金 利 貸 出 金	914,357	1,045,558
合 計	1,806,486	1,869,414

(※)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでおります。

◆貸出金使途別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
賃 金 手 当 対 策 資 金	－	－	－	－
生 活 資 金	107,798	5.96	121,784	6.51
カ ー ド ロ ー ン	8,506	0.47	8,927	0.47
教 育 ロ ー ン	7,756	0.42	8,153	0.43
そ の 他	91,535	5.06	104,703	5.60
福 利 共 済 資 金	200	0.01	134	0.00
設 備 資 金	506	0.02	492	0.02
生 協 資 金	530	0.02	530	0.02
設 備 資 金	－	－	－	－
住 宅 資 金	1,697,451	93.96	1,746,473	93.42
住 宅 事 業 資 金	－	－	－	－
合 計	1,806,486	100.00	1,869,414	100.00

◆債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
	残 高	残 高
当 金 庫 預 金 積 金	－	－
有 価 証 券	－	－
動 産	－	－
不 動 産	－	－
そ の 他	－	－
小 計	－	－
保 証	102	79
信 用	－	－
合 計	102	79

- (注) 1. 債務保証見返勘定とは、債務保証の求償として得られる債務者に対する債権を示す科目で、債務保証の対照勘定で同額の「債務保証」を行っていることになります。
2. 当金庫の債務保証（見返）は独立行政法人福祉医療機構等の代理業務取扱によって発生しているものです。

◆貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目		2024年度末		2025年度末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
民 間 労 働 組 合		728,676	40.33	727,978	38.94
民間以外の労働組合及び公務員の団体		69,126	3.82	58,074	3.10
消 費 生 活 協 同 組 合 及 び 連 合 会		294,683	16.31	398,335	21.30
そ の 他 の 団 体		704,238	38.98	675,000	36.10
〈 間 接 構 成 員 〉		《1,795,662》	《99.40》	《1,858,423》	《99.41》
個 人 会 員		3	0.00	3	0.00
会 員 等 計		1,796,727	99.45	1,859,392	99.46
預 金 積 金 担 保 貸 出		82	0.00	91	0.00
そ の 他		9,675	0.53 (100.00)	9,930	0.53 (100.00)
業 種 別 内 訳	製造業	－	(ー)	－	(ー)
	農業、林業	－	(ー)	－	(ー)
	漁業	－	(ー)	－	(ー)
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	(ー)	－	(ー)
	建設業	－	(ー)	－	(ー)
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	(ー)	－	(ー)
	情報通信業	－	(ー)	－	(ー)
	運輸業、郵便業	－	(ー)	－	(ー)
	卸売業・小売業・宿泊業、飲食サービス業	－	(ー)	－	(ー)
	金融業・保険業	－	(ー)	－	(ー)
	不動産業、物品賃貸業	－	(ー)	－	(ー)
	医療、福祉	－	(ー)	－	(ー)
	サービス業	－	(ー)	－	(ー)
国・地方公共団体		175	(1.80)	191	(1.92)
個人		9,500	(98.19)	9,738	(98.06)
その他		－	(ー)	－	(ー)
会 員 外 計		9,758	0.54	10,022	0.53
合 計		1,806,486	100.00	1,869,414	100.00

有価証券に関する指標

ろうきんでは、利用者の皆さまからお預かりした預金を、住宅ローン等の融資としてご利用いただくまでの間、その一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しております。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。当金庫は2001年3月期より、保有する有価証券をはじめとする金融商品について「金融商品会計に関する実務指針」及び関係法令等に基づく決算を実施しています。

◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項 目	年 度	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2024年度末	—	—	—	9,576	7,404
	2025年度末	—	—	—	13,233	4,783
地 方 債	2024年度末	—	—	—	7,844	—
	2025年度末	—	—	—	2,753	—
短期社債	2024年度末	—	—	—	—	—
	2025年度末	—	—	—	—	—
社 債	2024年度末	—	4	21,307	26,418	16,609
	2025年度末	—	1,094	16,037	18,497	11,823
貸付信託	2024年度末	—	—	—	—	—
	2025年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2024年度末	22,391	—	—	—	—
	2025年度末	23,103	—	—	—	—
株 式	2024年度末	591	—	—	—	—
	2025年度末	801	—	—	—	—
外国証券	2024年度末	—	18	19,734	13,615	1,642
	2025年度末	—	1,993	14,376	9,468	1,493
その他の証券	2024年度末	—	—	282	—	—
	2025年度末	—	—	280	—	—
合 計	2024年度末	22,982	22	41,323	57,453	25,655
	2025年度末	23,904	3,087	30,693	43,951	18,099

◆有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度		2025年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	13,477	6.43%	19,421	10.36%
地 方 債	8,366	3.99%	6,631	3.53%
短 期 社 債	53,167	25.38%	40,034	21.36%
社 債	75,615	36.10%	64,887	34.62%
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	21,410	10.22%	22,648	12.08%
株 式	463	0.22%	398	0.21%
外 国 証 券	36,663	17.50%	33,119	17.67%
その他の証券	284	0.13%	281	0.14%
合 計	209,450	100.00%	187,422	100.00%

(注) 社債には、政保債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

◆有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
種 類	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目	2024年度末					2025年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.時価は事業年度末における市場価格等に基づいております。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	2024年度末					2025年度末				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
株 式	285	501	215	221	△5	352	712	359	362	△3
債 券	130,355	124,176	△6,179	33	△6,212	103,933	95,555	△8,377	12	△8,390
国 債	18,315	16,980	△1,335	—	△1,335	20,702	18,016	△2,685	—	△2,685
地 方 債	8,367	7,844	△522	—	△522	3,061	2,753	△307	—	△307
社 債	67,247	64,340	△2,906	—	△2,907	50,838	47,453	△3,384	5	△3,389
外 国 証 券	36,425	35,011	△1,414	32	△1,446	29,330	27,331	△1,999	7	△2,007
そ の 他	22,531	22,391	△140	841	△981	22,494	23,103	609	1,698	△1,088
合 計	153,173	147,069	△6,103	1,096	△7,200	126,780	119,372	△7,408	2,073	△9,481

(注) 1.貸借対照表計上額は、当該事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2.市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の

主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
子会社株式及び関連法人等株式	80	80
子 会 社 株 式	80	80
関 連 法 人 等 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	291	289
非 上 場 株 式	9	9
匿 名 組 合 出 資 金	282	280
非上場不動産投資信託	—	—
譲 渡 性 預 け 金	—	—
合 計	371	370

◆金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

項 目	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,000	—	2,000	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当該事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等は取り扱っておりません。

会員・出資金・その他

◆会員数・出資金の内訳

(単位:千円、%)

区 分	2024年度			2025年度		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	3,008	5,216,486	98.24	2,938	5,216,266	98.28
民 間 労 働 組 合	2,156	3,813,589	71.82	2,075	3,806,981	71.73
民間以外・公務員団体	364	554,802	10.45	378	560,346	10.56
生 活 協 同 組 合	45	86,759	1.63	44	86,749	1.63
そ の 他 の 団 体	443	761,336	14.34	441	762,190	14.36
個 人 会 員	1,474	92,013	1.73	1,397	88,509	1.67
そ の 他	—	1,395	0.03	—	2,786	0.05
合 計	4,482	5,309,894	100.00	4,335	5,307,561	100.00

◆大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会 員 名	金 額	出資比率
1	一般財団法人 愛知県労働者福祉基金協会	491,970	9.27
2	トヨタ自動車労働組合	305,900	5.76
3	デンソー労働組合	202,720	3.82
4	一般財団法人 三重県勤労者ゆとり創造基金協会	131,688	2.48
5	三重県教職員組合	126,871	2.39
6	桑名金属工業労働組合	122,875	2.32
7	アイシン労働組合アイシン・エアータブリュ支部	86,964	1.64
8	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	63,562	1.20
9	西濃運輸労働組合	52,076	0.98
10	全日通労働組合愛知県特定支部	51,022	0.96
小 計		1,635,648	30.82
出 資 金 合 計		5,307,561	

団体会員数2,938会員 会員顧客数(間接構成員数) 143万7,183人
新規加入15会員 脱退85会員 (2026年3月末現在)

◆報酬体系に係る開示について(2026年3月期)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬については、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額については役職等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額については、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関し、て、「役員報酬及び退職慰労金規程」を定めております。

(2)2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	182

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」150百万円、「退職慰労金」31百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2025年度において対象職員等に該当する者はありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりません。

◆職員の状況

区 分	2024年度末	2025年度末
一 般 職 員 (人)	708	716
そ の 他 の 従 業 員	—	—
合 計 (人)	708	716
平 均 年 齢	37歳7月	38歳1月
平 均 勤 続 年 数	15年1月	15年10月
平 均 給 与 月 額	390千円	389千円

- (注) 1. 職員及び従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時及び嘱託の職員は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

連結情報

金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

東海労働金庫

株式会社東海労金サービス

・当金庫の関連業務の受託

株式会社東海労金サービス

金庫業務の事務効率化に寄与することを目的に、1987年10月に営業を開始しました。現在では、年間売上高は、2025年度で329百万円にのぼり、当期純利益は、18百万円となっています。

金庫の子会社に関する事項

◆株式会社東海労金サービス

主たる事務所の所在地	名古屋市中区新栄一丁目7番12号
資本金	80百万円
事業の内容	金庫関連業務
設立年月日	1987年10月1日
金庫が保有する子会社の議決権の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	—

金庫及びその子会社の主要な事業の概況

◆金庫及びその子会社の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	23,593	24,877	24,652	25,843	31,786
経 常 利 益	4,916	4,511	4,482	3,669	3,734
親会社株主に帰属する当期純利益	3,610	3,280	3,374	2,662	2,737
純 資 産 額	107,380	107,728	111,224	110,487	111,918
総 資 産 額	2,208,280	2,293,269	2,335,968	2,414,853	2,449,969
連 結 自 己 資 本 比 率	9.15	8.82	8.82	10.09	9.81

(注) 1. 連結貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

◆金庫及びその子会社の事業の概況

純資産の部	当金庫と株式会社東海労金サービスを連結した結果、連結剰余金は1119億28百万円となりました。また、出資金は上記会社からの出資を受け入れていませんので、金庫単体の金額と変わらず、53億7百万円です。
預 金	当金庫と上記連結対象子会社の預金を調整消去した結果、期末預金残高は2兆2,099億44百万円（譲渡性預金除く）となりました。
貸 出 金	当金庫は上記連結対象子会社等への貸出金はないため、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末貸出金残高は1兆8,694億14百万円となりました。
損 益	2025年度の経常収益は317億86百万円、経常費用は280億51百万円となりました。その結果、上記連結対象子会社との全体の当期純利益は27億37百万円となりました。

◆連結セグメント情報

連結の対象となる株式会社東海労金サービスは金庫関連業務の受託のほか、リース業を営んでいますが、その事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益の額及び資産の額（以下「経常収益等」といいます）の経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結財務諸表

◆連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		2024年度	2025年度
資産の部	現金及び預け金	420,285	402,814
	コールローン及び買入手形	—	—
	買 現 先 勘 定	—	—
	債券貸借取引支払保証金	—	—
	買 入 金 銭 債 権	7,628	17,501
	金 銭 の 信 託	2,000	2,000
	商 品 有 価 証 券	—	—
	有 価 証 券	147,361	119,662
	貸 出 金	1,806,486	1,869,414
	外 国 為 替	—	—
	そ の 他 資 産	11,915	19,503
	有 形 固 定 資 産	15,434	15,298
	建 物	4,189	4,900
	土 地	9,588	9,132
	リ ー ス 資 産	6	4
	建 設 仮 勘 定	849	83
	その他の有形固定資産	800	1,176
	無 形 固 定 資 産	54	72
	ソ フ ト ウ ェ ア	47	66
負債の部	の れ ん	—	—
	リ ー ス 資 産	—	—
	その他の無形固定資産	6	5
	退職給付に係る資産	1,178	1,173
	繰 延 税 金 資 産	2,859	3,240
	再評価に係る繰延税金資産	—	—
	債 務 保 証 見 返	102	79
	貸 倒 引 当 金	△453	△ 790
	そ の 他 の 引 当 金	—	—
	資 産 の 部 合 計	2,414,853	2,449,969
	預 金 積 金	2,167,890	2,209,944
	譲 渡 性 預 金	55,117	51,615
	借 用 金	75,100	67,500
	コールマネー及び売渡手形	—	—
	売 現 先 勘 定	—	—
	債券貸借取引受入担保金	—	—
	コマーシャル・ペーパー	—	—
	外 国 為 替	—	—
	そ の 他 負 債	4,879	7,868
純資産の部	代 理 業 務 勘 定	—	—
	賞 与 引 当 金	466	481
	役 員 賞 与 引 当 金	—	—
	退職給付に係る負債	574	307
	役員退職慰労引当金	117	143
	そ の 他 の 引 当 金	118	112
	特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
	繰 延 税 金 負 債	—	—
	再評価に係る繰延税金負債	—	—
	負 の の れ ん	—	—
	債 務 保 証	102	79
	負 債 の 部 合 計	2,304,366	2,338,051
	出 資 金	5,309	5,307
	優先出資申込証拠金	—	—
	資 本 剰 余 金	—	—
	利 益 剰 余 金	109,602	111,928
	処 分 未 済 持 分	△1	△ 2
	自 己 優 先 出 資	—	—
	自己優先出資申込証拠金	—	—
	会 員 勘 定 合 計	114,911	117,233
	その他の有価証券評価差額金	△4,423	△ 5,314
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
	土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△4,423	△ 5,314
	新 株 予 約 権	—	—
	非 支 配 株 主 持 分	—	—
	純 資 産 の 部 合 計	110,487	111,918
	負債及び純資産の部合計	2,414,853	2,449,969

■連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要綱に基づき定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年
 その他 2年～30年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫並びに連結される子会社の外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）（以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

10. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数値計算上の差異

の損益処理方法は次のとおりであります。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から損益処理

12. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14. 特別法上の引当金

特別法上の引当金は計上しておりません。

15. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は適用しておりません。

16. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。その他の役務収益には、自動振替手数料、通帳・キャッシュカード発行手数料、保険窓販手数料、日信協保証引受業務受託手数料等を計上しています。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

17. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

18. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	11,992,890千円
有形固定資産の圧縮記帳額	120,249千円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債権総額 104,121千円

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債務総額 ありません。

21. リース契約

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

22. 労働金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

労働金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の仕債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該仕債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,671,028千円
危険債権額	5,418,091千円
三月以上延滞債権額	492,383千円
貸出条件緩和債権額	－千円
合計額	11,581,503千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債

権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

23. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
定期預け金	119,309,400千円
担保資産に対応する債務	
預 金	20千円
借 用 金	67,500,000千円

上記のほか、定期預け金を為替決済及び当座貸越の担保として41,208,800千円差し入れております。

24. 出資 1 口当たりの純資産額 21,097円62銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。

このため、金利等、市場の変動により金庫の収益が大きく影響を受けるため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客さまを対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化という手法を用いてリスクの削減をしております。

有価証券は、国内債券を中心とし、株式・投資信託などで構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門・リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、月次で部長会に報告し、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、部長会に報告しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記しております。

日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、及び、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをバリュエーション・アット・リスク（VaR）といわれる手法を用いて計量化し、月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに対して、個別案件ごとのリスク量の計量化を行うなどの管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫グループは、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、ならびに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。

日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをバリュエ・アット・リスク（VaR）といわれる手法を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは主な金融資産（「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（非上場株式を除く）」、「貸出金」と金融負債（「預金」、「借用金」）の市場リスク量を月次でバリュエ・アット・リスク（VaR）といわれる手法により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまるようコントロールしております。

当金庫グループのバリュエ・アット・リスク（VaR）は分散共分散法（有価証券：保有期間30日、信頼区間99%、観測期間250日／その他の金融資産・金融負債：保有期間250日、信頼区間99%、観測期間250日）といわれる手法により算出しております。令和8年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は有価証券2,925,097千円、その他の金融資産・金融負債23,818,262千円となりました。

なお、有価証券については、バリュエ・アット・リスク（VaR）の値と実際の損益の動きを比較する「バックテスト」を定期的に実施し、バリュエ・アット・リスク（VaR）モデルの有効性を検証しております。ただし、バリュエ・アット・リスク（VaR）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当金庫グループは、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、及びリスク統括部門が日次で適切に管理するとともに、その管理状況を部長会に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	385,476,421	384,664,170	△812,250
(2)買入金銭債権	17,501,564		
貸倒引当金（＊1）	△5		
	17,501,558	18,434,803	933,244
(3)金銭の信託	2,000,000	2,000,000	－
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	119,372,026	119,372,026	－
(5)貸出金	1,869,414,971		
貸倒引当金（＊2）	△783,467		
	1,868,631,504	1,859,892,719	△8,738,784
金融資産計	2,392,981,511	2,384,363,720	△8,617,791
(1)預金積金	2,209,944,621	2,209,094,338	△850,282
(2)譲渡性預金	51,615,597	51,621,670	6,072
(3)借用金	67,500,000	67,500,000	－
金融負債計	2,329,060,218	2,328,216,009	△844,209

(＊1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融商品の時価の算定方法については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）、及び「銀行等金融機関における金融商品の時価の算定に関する監査上の留意事項」（同業種別委員会研究報告第13号）等を参考に下記のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)買入金銭債権

当金庫グループが保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い当金庫グループが保有する受益権（メザニン受益権、劣後受益権等）であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権（優先受益権）の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社等により公表されている基準価額によって時価算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27頁～31頁に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮していません。

(3)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫グループの信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	9,450
労働金庫連合会出資金（※1）	15,800,000
組合出資金（※2）	280,904
合 計	16,090,354

（※1）非上場株式及び労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしておりません。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券 ありません。
 (2) 満期保有目的の債券 ありません。
 (3) その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	661,799	299,160	362,638
	債 券	1,005,000	1,000,000	5,000
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	1,005,000	1,000,000	5,000
	そ の 他	13,876,650	12,170,879	1,705,771
	小 計	15,543,449	13,470,040	2,073,409
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	50,635	53,807	△3,172
	債 券	67,219,158	73,602,354	△6,383,195
	国 債	18,016,850	20,702,236	△2,685,386
	地 方 債	2,753,924	3,061,860	△307,935
	短期社債	—	—	—
	社 債	46,448,384	49,838,257	△3,389,873
	そ の 他	36,558,783	39,654,309	△3,095,525
	小 計	103,828,577	113,310,470	△9,481,893
合 計		119,372,026	126,780,510	△7,408,483

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 ありません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	17,841,023	—	977,157
国 債	—	—	—
地 方 債	4,920,618	—	384,958
短期社債	—	—	—
社 債	12,920,405	—	592,198
そ の 他	849,901	292,489	—
合 計	18,690,924	292,489	977,157

30. 保有目的区分を変更した有価証券 ありません。

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）したものはありません。

また、時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

32. 金銭の信託の保有目的別内訳

- (1) 運用目的の金銭の信託 2,000,000千円
 (2) 満期保有目的の金銭の信託 ありません。
 (3) その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） ありません。

33. 有価証券の貸付等 ありません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、196,868,235千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は40,353,896千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫グループが実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち156,483,381千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△6,264,042千円
年金債務（時価）	10,069,118千円
未積立退職給付債務	3,805,076千円
未認識数理計算上の差異	△2,421,872千円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△517,705千円
連結貸借対照表計上額の純額	865,498千円
退職給付に係る資産	1,173,029千円
退職給付に係る負債	△307,530千円

連結財務諸表

◆連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	25,843	31,786
資 金 運 用 収 益	23,158	27,946
貸 出 金 利 息	19,534	23,716
預 け 金 利 息	1,317	1,722
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	1,900	2,129
その他の受入利息	404	378
役 務 取 引 等 収 益	1,100	1,650
そ の 他 業 務 収 益	1,245	1,833
そ の 他 経 常 収 益	339	356
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	339	356
経 常 費 用	22,173	28,051
資 金 調 達 費 用	2,181	6,143
預 金 利 息	2,134	5,926
給付補填備金繰入額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	28	152
借 用 金 利 息	17	64
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	6,083	6,679
そ の 他 業 務 費 用	296	987
経 常 費	13,392	13,903
そ の 他 経 常 費 用	219	338
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	160	337
そ の 他 の 経 常 費 用	58	0
経 常 利 益	3,669	3,734
特 別 利 益	—	1
固 定 資 産 処 分 益	—	1
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	166	29
固 定 資 産 処 分 損	1	7
減 損 損 失	165	22
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税金等調整前当期純利益	3,502	3,707
法人税、住民税及び事業税	780	937
法 人 税 等 調 整 額	60	32
法 人 税 等 合 計	840	969
当 期 純 利 益	2,662	2,737
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,662	2,737

■連結損益計算書注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 515円92銭
- 顧客との契約から生じる収益
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、978,411千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◆連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	107,353	109,602
利 益 剰 余 金 増 加 高	2,662	2,737
親会社株主に帰属する当期純利益	2,662	2,737
利 益 剰 余 金 減 少 高	412	412
配 当 金	412	412
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	109,602	111,928

貸出金等に関する指標

◆労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

上記債権の2025年度金額は単体で算出したものと同一になっております。用語、金額とも単体のもの（P.27）をご参照ください。

連結自己資本の充実の状況

◆連結自己資本比率(国内基準) (単位:%)

2024年度末	2025年度末
10.09	9.81

◆(連結)自己資本の構成に関する開示事項 (単位:百万円、%)

項 目	2024年度末	2025年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	114,498	116,820
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,309	5,307
うち、利益剰余金の額	109,602	111,928
うち、外部流出予定額(△)	412	412
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 2
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	445	783
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	445	783
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	114,944	117,604
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	54	72
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	54	72
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	103	197
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,178	1,173
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,336	1,442
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	113,607	116,161
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,090,162	1,146,944
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	35,263	36,330
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,125,426	1,183,274
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.09	9.81

(注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき連結自己資本比率を算定しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。また、「労働金庫法施行規則第四十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております。

「連結子法人等の少数株主持分」

連結財務諸表作成にあたって、連結子法人等における親会社(労働金庫)以外の株主(外部株主)がある場合に純資産の部に計上するその株式の持分相当額です。

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことで

す。なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものではありません。

(注) その他の用語等の説明については、P. 9をご覧ください。

■連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は株式会社東海労金サービスです。主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

主要な連結子会社の名称	主要な業務の内容
株式会社東海労金サービス	金庫関連業務

- 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

◆(連結)定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

2025年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東海労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：5,307百万円
普通株式	①発行主体：東海労働サービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：ー

2. グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループの当期末（2025年度末）自己資本比率は9.81％であり、国内基準の4％を大きく上回っております。当金庫グループは、「自己資本管理方針」及び「自己資本管理規定」の中で自己資本の充実度を、①統合的リスク管理の観点、②金融機関に課せられた規制対応の観点の両面から評価することとしております。具体的な評価方法は以下のとおりです。

①統合的リスク管理における充実度評価

以下の式を満たした場合、統合的リスク管理において、自己資本は充実していると評価するものとします。

$$\begin{array}{ccc} \text{信用リスク量合計} & & \text{信用リスク・リミット} \\ + & \leq & + \\ \text{市場リスク量合計} & & \text{市場リスク・リミット} \end{array}$$

なお、上記信用リスク・リミット、及び市場リスク・リミットの合計額は、自己資本の額から自己資本比率4％を維持するために必要な資本、オペレーショナルリスク対応分、及び未使用資本を控除した額としております。従って、仮に全てのリスクが同時に顕在化した場合でも、自己資本比率4％は維持できることとなります。

②規制対応における充実度評価

下記iとiiの合計額が自己資本の額以内となった場合、規制対応上において自己資本は充実していると評価するものとします。

- 信用リスク、及びオペレーショナルリスクのリスク・アセット額に対して4％（国内基準）を乗じたものを信用リスク、及びオペレーショナルリスクに対する所要自己資本額とします。
- 金庫全体の金利リスクについては、所定の基準によって算出された金利リスク額を所要自己資本額とします。なお、その他のリスクについては、影響が限定的であると考え、考慮していません。

上記①、及び②のどちらも自己資本が充実しているという評価となった場合、全体として金庫の自己資本は充実しているものと判断しております。

・将来の自己資本の充実策

当金庫グループでは、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しております。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3. 信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫グループは、信用リスクは金庫業務を営む上で根幹に位置するリスクであり、収益の源泉であるとの認識の下、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」を定めております。また、当金庫グループの資産の大部分を占める貸出金に対する信用リスク管理については別途「クレジット・ポリシー」において詳細に定めております。以下は信用リスク管理手続等の概要です。

- 融資商品・制度に係る規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しております。
- 個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しております。
- 信用リスクの評価については、資産査定実施部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めております。また、信用リスクの高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めております。
- 信用リスクの管理状況、信用リスク量、及び今後の対応方針等については、経営政策委員会等にて確認・協議しております。また、常務会及び理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しております。
- 貸倒引当金は、「資産査定要綱」に基づき以下のとおり計上しております。

● 正常先債権及び要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

● 破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

● 破綻先債権及び実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫グループはリスク・ウェイト判定にあたり、以下の適格格付機関を使用しております。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（MOODY'S）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）

なお、以下の場合を除き、エクスポートの種類のリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準を設定していません。

- オリジネーターとして保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称
 - 株式会社格付投資情報センター（R&I）

(3)エクスポートの種類のリスク・ウェイトの判定

エクスポートの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(適格金融資産担保)

当金庫グループでは、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いております。告示で定められた条件を確実に満たしている預金担保融資における当該預金を「適格金融資産担保」としております。（保証）

当金庫グループでは、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いております。

（クレジット・デリバティブ）

取扱いはありません。

5. 証券化エクスポートに関する事項

(1)リスク管理の方針及びリスク特性の概要

①リスク管理態勢

a. オリジネーターとしての証券化取引

当金庫グループでは、証券化実施に伴う固有のリスクを関連部署にて特定・認識した上で、経営政策委員会等に付議・報告を行っております。

また、証券化実施にあたっては、外部格付機関による証券化の対象となる住宅ローンの分析・評価を受けて、投資家に販売する優先受益権、金庫で保有するメザニン受益権、劣後受益権、及びセラー受益権に可能な限り格付を取得する等、ALM・リスク管理において証券化実施の効果を最大限発揮できるよう努めております。

証券化取引に伴い、当金庫グループは信用補完を目的としたエクスポートを保有することとなりますが、これらのリスクは証券化の裏付資産である住宅ローンのリスクそのものであることから、この裏付資産の住宅ローン証券化していない住宅ローン同様に管理することで信用リスクの把握・管理を行っております。また、流動性補完を目的としたエクスポートについては、流動性補完の発生の可能性について把握・管理しております。なお、証券化実施に当たっては、各種データについては監査法人において、契約書等については弁護士によってチェックを受けております。

b. 投資家としての証券化取引

当金庫グループでは、証券化商品などへ投資する際には、市場部門とリスク統括部門が適切に連携し、投資対象商品の特性、潜在するリスク等を特定するとともに、可能な限り保守的な方法で信用リスクや金利リスクを把握しております。また、定期的に時価を把握するとともに、格付状況の変化を確認することにより、信用リスク等の変化についてもモニタリングしております。

②証券化取引方針

a. オリジネーターとしての証券化取引

当金庫グループは、住宅ローンを販売していくにあたり、証券化を活用しています。証券化にあたっては、実施することによるリスク管理上のメリットや収益、自己資本比率等に与える影響を経営政策委員会等にて総合的に判断し、最終的な証券化実施の可否を理事会で判断しております。

b. 投資家としての証券化取引

当金庫グループは、証券化商品を分散投資の一環で投資対象としております。しかし、一般的な有価証券や当金庫グループの資産と比較した場合、その商品特性やリスク特性が見極めにくいと、リスクを定量的に把握できるか、リスク・リターン観点から投資妙味があるか等を総合的に判断した上で投資を行っております。

③証券化取引における役割、及び関与の度合い

オリジネーターとしての証券化取引

当金庫グループは、証券化実施に際し、以下の役割を担っております。

- 証券化対象となる債権の貸出、及び譲渡を行うオリジネーター
- 原債務者から元利金の回収を行い、債権譲渡先である信託銀行への引き渡しを行うサービサー
- メザニン受益権、劣後受益権、セラー受益権の受益権者

(2)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を行っていないため、方針を策定しておりません。

(3)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(4)証券化取引に関する会計方針

当金庫グループでは、日本公認会計士協会による「金融商品会計に関する実務指針」に従い、証券化取引を資産の売却(消滅)として会計処理をしております。証券化取引の手法として当金庫グループでは信託方式を採用しており、信託受益権を私募の取扱業者である証券会社に売却した時点をもって資産の売却と認識しております。また、売却時には、対象となる住宅ローンの時価評価を行い、譲渡損益を計上すると共に、留保持分の時価評価を行っております。留保持分の取得差額については償却原価法を適用して受益権の配当の修正を行っております。

(5)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫グループは、証券化エクスポージャーの種類ごとにはリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準を設定しておりません。

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の基準は以下のとおりです。

a. オリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)

b. 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (MOODY'S)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)

6. CVAリスクに関する事項

(1)CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。当金庫グループでは、該当する取引はありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫グループは、自己資本比率を計算するにあたり「不算入事例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③情報資産リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥リーガルリスクに区分し、それぞれのリスクを各リスク主管部署が専門的な立場から管理するとともに、リスク統括部門が全体を包括的に管理・把握しております。

オペレーショナル・リスク全体の管理状況、及び今後の方針対応等については、「オペレーショナルリスク管理方針」及び各規程等に基づき、定期的に経営政策委員会等で協議しております。また、オペレーショナル・リスク管理の実効性を確保するため、事務リスク管理部会等において、各リスクについて、より詳細に状況を把握するとともに、具体的な再発防止策等を協議することにより、オペレーショナル・リスクの削減を図っております。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）

(2)BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益（有価証券利息配当金を除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

(3)ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

(4)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(5)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫グループは、市場リスク管理方針等に基づき、上場株式等エクスポージャーについては、リスク統括部門において、日次で時価の把握、VaR(バリュー・アット・リスク)によるリスク量の計量化を行う等、適切に管理しております。出資等エクスポージャーについては、現状、リスクは限定的であると考え、特にリスク管理を行っておりませんが、リスクの増加が懸念される状況となった場合は、リスクの把握方法等の検討を行う予定です。会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しております。

10. 金利リスクに関する事項

当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫（単体）が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしております。

◆(連結)定量的開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額及び信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

		2024年度末		2025年度末	
		リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク	(A)	1,090,162	43,606	1,146,944	45,877
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとの エクスポージャー (注3)	ソブリン向け (注4)	572	22	611	24
	金融機関向け	89,159	3,566	82,414	3,296
	法人等向け	26,867	1,074	21,785	871
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,069	82	2,059	82
	抵当権付住宅ローン	885,905	35,436	936,021	37,440
	事業用不動産関連向け	167	6	22	0
	延滞エクスポージャー (注5)	9,746	389	12,716	508
	その他の (注6)	70,301	2,812	74,260	2,970
	証券化エクスポージャー (注7) (うち再証券化)	5,373 (-)	214 (-)	17,052 (-)	682 (-)
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの みなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	17,185	687	18,239	729
	ルック・スルー方式 (注9)	16,479	659	17,537	701
	マンドート方式 (注10)	-	-	-	-
	蓋然性方式 (250%) (注11)	706	28	702	28
	蓋然性方式 (400%) (注11)	-	-	-	-
	フォールバック方式 (1,250%) (注12)	-	-	-	-
	未決済取引	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注13)	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー (注14)	-	-	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (B)		-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)		35,263	1,410	36,330	1,453
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)+(C)		1,125,426	45,017	1,183,274	47,330

(注1) 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことで、なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。

エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しております。

また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっております。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。

(注2) 所要自己資本=リスク・アセット×4%

(注3) 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額、リスクにさらされている資産等の金額のことで、

(注4) 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

(注5) 「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値としております。

(注6) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」とは、取立未済手形、出資等です。

(注7) 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことで、「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことで、

(注8) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とは、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。当金庫では、「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

(注9) 「ルック・スルー方式」とは、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

(注10) 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

(注11) 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

(注12) 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。

(注13) 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）

当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。

(注14) 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。

(注15) マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

(注16) 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことで、

標準的計測手法（※1）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（※1）標準的計測手法 …BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位:百万円 ※ILMを除く)

	2024年度末	2025年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	35,263	36,330
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,821	2,906
BIの額	23,508	24,220
BICの額	2,821	2,906
ILMの値	1	1

2. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

地域別

(単位:百万円)

地域 区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末
国 内	2,419,362	2,454,318	1,872,432	1,937,318	94,130	74,793	-	-	3,035	2,571	449,763	439,634	9,436	12,462
国 外	40,144	33,038	-	-	36,531	29,425	-	-	3,612	3,612	-	-	-	-
合 計	2,459,507	2,487,357	1,872,432	1,937,318	130,662	104,219	-	-	6,648	6,184	449,763	439,634	9,436	12,462

業種別

(単位:百万円)

業種 区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末
製 造 業	12,067	7,680	-	-	11,958	7,505	-	-	-	-	108	175	-	-
農 業 ・ 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	2,702	2,203	-	-	2,702	2,203	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	300	300	-	-	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・ 水 道	18,207	14,117	-	-	18,207	14,117	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	8,129	5,233	-	-	8,129	5,233	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	5,126	4,027	-	-	5,115	4,016	-	-	-	-	11	11	-	-
卸売業・小売業・宿泊業・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	6,801	4,914	-	-	6,801	4,914	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業	460,705	440,478	-	-	42,928	35,222	-	-	-	-	417,777	405,255	-	-
不動産業・物品賃貸業	3,937	4,141	530	531	3,406	3,609	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	267	247	267	247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	1,135	1,161	134	160	1,001	1,001	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	30,175	26,106	-	-	30,111	26,095	-	-	-	-	64	11	-	-
個 人	1,871,194	1,936,159	1,871,194	1,936,159	-	-	-	-	-	-	-	-	9,436	12,462
そ の 他	38,756	40,584	305	219	-	-	-	-	6,648	6,184	31,802	34,180	-	-
合 計	2,459,507	2,487,357	1,872,432	1,937,318	130,662	104,219	-	-	6,648	6,184	449,763	439,634	9,436	12,462

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分		期間区分	期間の定めのないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
合 計	2024年度末	260,230	72,567	173,811	138,854	67,044	97,534	1,649,464	2,459,507	
	2025年度末	258,246	58,530	197,968	108,942	59,613	106,089	1,697,966	2,487,357	
貸出金等取引(注1)	2024年度末	77,870	8,482	16,673	34,590	37,745	72,751	1,624,319	1,872,432	
	2025年度末	80,405	10,827	16,643	35,238	37,375	79,742	1,677,085	1,937,318	
債券	2024年度末	－	11,405	18,145	21,884	29,298	24,782	25,144	130,662	
	2025年度末	－	3,103	10,478	21,173	22,238	26,346	20,880	104,219	
店頭デリバティブ取引	2024年度末	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2025年度末	－	－	－	－	－	－	－	－	
複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)	2024年度末	6,648	－	－	－	－	－	－	6,648	
	2025年度末	6,184	－	－	－	－	－	－	6,184	
その他の資産等(注2)	2024年度末	175,711	52,679	138,992	82,379	－	－	－	449,763	
	2025年度末	171,656	44,600	170,846	52,530	－	－	－	439,634	

(注1) エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、有形・無形固定資産等です。

(注3) エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計です。

(注4) CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

※債務保証、コミットメントは、残存期間の把握ができない期間の定めがないものに含めております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度末	284	445	—	284	445
	2025年度末	445	783	—	445	783
個別貸倒引当金	2024年度末	8	—	—	0	7
	2025年度末	7	—	—	0	7
合 計	2024年度末	293	453	—	293	453
	2025年度末	453	790	—	453	790

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業 ・ 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	6	6	-	-	-	-	0	0	6	5	-	-
そ の 他	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
合 計	8	7	-	-	-	-	0	0	7	7	-	-

(注) 当金庫グループでは国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位:百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%) (注3)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・ アセットの額	
現金	17,337	—	17,337	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,239	—	21,239	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	300	—	150	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,063	—	3,063	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	601	—	601	—	60	10
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2,004	—	2,004	—	400	20
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	402,209	—	402,209	—	82,414	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24	—	24	—	7	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	44,342	930	44,342	93	21,785	49
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	196,016	—	66,617	2,059	3
トランザクター向け	—	31,944	—	3,194	1,437	45
不動産関連向け	1,857,024	—	1,857,024	—	936,044	50
自己居住用不動産等向け	1,856,986	—	1,856,986	—	936,021	50
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	37	—	37	—	22	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6,507	—	6,507	—	8,134	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	507	—	507	—	761	150
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	11,954	—	11,954	—	11,954	100
取立未済手形	305	—	305	—	61	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,546	—	6,546	—	8,510	130
合計					1,072,338	

前期末(2024年度末)

(単位:百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%) (注3)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・ アセットの額	
現金	14,850	—	14,850	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,391	—	18,391	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,978	—	8,978	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	701	—	701	—	70	10
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,005	—	1,005	—	502	50
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	427,188	—	427,188	—	89,159	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16	—	16	—	4	29
カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	55,891	928	55,891	92	26,867	48
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	191,668	—	64,825	2,069	3
トラザクター向け	—	32,765	—	3,276	1,474	45
不動産関連向け	1,797,195	—	1,797,195	—	886,073	49
自己居住用不動産等向け	1,796,840	—	1,796,840	—	885,905	49
賃貸用不動産向け	301	—	301	—	135	45
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	53	—	53	—	32	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	13,636	—	13,636	—	13,636	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	619	—	619	—	929	150
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	8,816	—	8,816	—	8,816	100
取立未済手形	257	—	257	—	51	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,943	—	6,943	—	6,943	100
合計					1,035,120	

(注1)「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

(注2)「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

(注3)「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。

(注4) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期(2025年度末)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	17,337	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	2,004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	389,501	-	9,199	-	-	-	-	-	-	3,508	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	7,312	-	-	-	-	-	-	-	-	30,869	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,194	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,194	-	-	-	-
不動産関連向け	1,009	-	-	216,887	87,168	211,463	40	-	159	208,217	-	-	386,594	-	37	18
自己居住用不動産等向け	1,009	-	-	216,887	87,168	211,463	40	-	159	208,217	-	-	386,594	-	-	18
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	305	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	42,650	601	-	616,012	87,168	220,662	40	-	159	208,217	-	3,194	421,272	-	37	18

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,337
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,063
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	601
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,004
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	402,209
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	4,924	-	873	-	-	455	-	-	-	-	-	-	-	-	44,435
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	63,423	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66,617
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,194
不動産関連向け	566,502	178,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,857,024
自己居住用不動産等向け	566,502	178,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,856,986
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,507	-	-	-	6,507
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	507	-	-	-	507
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	11,954	-	-	-	-	-	-	-	-	11,954
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	305
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,546	-	-	6,546
合計	566,502	247,271	-	873	-	-	12,410	-	-	-	-	7,015	6,546	-	-	2,440,657

前期(2024年度末)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	14,850	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	408,575	-	9,311	-	-	-	-	-	-	9,301	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	9,602	-	-	-	-	-	-	-	-	40,181	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,276	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,276	-	-	-	-
不動産関連向け	1,072	-	-	230,385	86,819	217,060	124	-	688	196,503	-	301	393,084	-	53	104
自己居住用不動産等向け	1,072	-	-	230,385	86,819	217,060	124	-	688	196,503	-	-	393,084	-	-	104
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	43,294	701	-	648,820	86,819	226,371	124	-	688	196,503	-	3,577	443,572	-	53	104

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,850
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,391
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,978
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	701
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	427,188
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	4,816	-	916	-	-	467	-	-	-	-	-	-	-	-	55,984
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	61,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64,825
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,276
不動産関連向け	514,980	156,017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,797,195
自己居住用不動産等向け	514,980	156,017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,796,840
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,636	-	-	-	13,636
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	619	-	-	-	619
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	8,816	-	-	-	-	-	-	-	-	8,816
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,943	-	-	6,943
合計	514,980	222,382	-	916	-	-	9,283	-	-	-	-	14,256	6,943	-	-	2,419,396

(注1) 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

(注2) 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。

(注3) CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポートのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	967,296	—	—	967,296
40%～70%	1,196,048	31,944	10	1,199,242
75%	183,848	164,071	39	247,271
80%	—	—	—	—
85%	873	—	—	873
90%～100%	12,317	930	10	12,410
105%～130%	—	—	—	—
150%	7,015	—	—	7,015
250%	6,546	—	—	6,546
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,373,946	196,947	34	2,440,657

前期末(2024年度末)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,006,820	—	—	1,006,820
40%～70%	1,155,515	32,765	10	1,158,791
75%	160,833	158,903	39	222,382
80%	—	—	—	—
85%	916	—	—	916
90%～100%	9,190	928	10	9,283
105%～130%	—	—	—	—
150%	14,256	—	—	14,256
250%	6,943	—	—	6,943
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,354,478	192,596	34	2,419,396

(注1) 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

(注2) 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポート」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。

(注3) コア資本に係る調整項目となったエクスポート、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保(注1)		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	60,758	62,596	—	—	—	—
	ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	法人等向けエクスポージャー	2	3	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー	60,755	62,593	—	—	—	—
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	事業用不動産関連向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	延滞エクスポージャー (注2)	—	—	—	—	—	—

(注1) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(注2) 「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は取り扱っておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

i. 原資産の合計額等

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
資産譲渡型証券化取引	20,570	56,800
カードローン	—	—
住宅ローン	20,570	56,800
自動車ローン	—	—
合成型証券化取引	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
合 計	20,570	56,800

ii. 原資産を構成するエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
延滞エクスポージャーの額 (注)	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
デフォルトしたエクスポージャーの額	—	42
当期の損失	—	—
カードローン	—	—
当期の損失	—	—
住宅ローン	—	42
当期の損失	—	—
自動車ローン	—	—
当期の損失	—	—

(注) 「延滞エクスポージャーの額」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等に該当する各エクスポージャーの額です。

iii. 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—

iv. 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額	—	9,955
カードローン	—	—
住宅ローン	—	9,955
自動車ローン	—	—

v. 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

	差 額		売却益		売却損	
	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	—	302	—	302	—	—
カードローン	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	—	302	—	302	—	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—

vi. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2024年度末		2025年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,640	—	17,513	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	7,640	—	17,513	—
自動車ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

vii. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額(注1)			
	2024年度末		2025年度末		2024年度末		2025年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	2,556	—	2,540	—	41	—	39	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	1,244	—	1,793	—	82	—	121	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%(注3)	3,839	—	13,181	—	1,919	—	6,590	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	3,839	—	13,181	—	1,919	—	6,590	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	7,639	—	17,514	—	2,042	—	6,750	—

(注1) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

(注2) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(注3) 「1,250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

viii. 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	103	197
カードローン	—	—
住宅ローン	103	197
自動車ローン	—	—

ix. 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	—	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—

(2) 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当がありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	7,417		7,825	
非上場株式等	15,767		16,281	
その他	8,400		15,800	
合計	31,584	31,584	39,906	39,906

(注1) (連結) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

(注2) 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託(ETF、REIT)を計上しています。

(注3) 「非上場株式等」の区分には、私募REIT、私募投信、匿名組合出資、子会社・関連会社株式を計上しています。

(注4) 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
売却益	360	292
売却損	40	—
償却	—	—

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
評価損益	75	969

(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
評価損益	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	27,868	28,341
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式 (250 %) を適用するエクスポージャー	282	280
蓋然性方式 (400 %) を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	－	－

8. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

	金利リスク量 (VaR)	
	2024年度	2025年度
預金・貸出金・預け金等	2,008	3,735
有価証券	2,709	2,925
合計	4,717	6,660

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,516	12,979	375	271
2	下方パラレルシフト	0	0	0	2,959
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	8,516	12,979	375	2,959
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自 己 資 本 の 額	115,723		113,188	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、P.12「10. 金利リスクに関する事項 (2) 金利リスクの算出手法の概要」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義及び計測方法等が変更になりました。ここに記載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。

(注3) 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック (金利リスク量を算定する際の市場金利の変動) に対する経済的価値の減少額として計測されるものです (経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。

(注4) 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです (金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

監査について

当金庫の2025年度の財務諸表については、労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

事務所の所在場所：主たる事務所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
その他事務所 (国内) 札幌、仙台、新潟、さいたま、横浜、長野、北陸、静岡、
名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡、那覇
(海外) 駐在員等派遣 約40都市

監査関与会社：3,215社 (2025年5月末日現在)
金商法・会社法監査：764／金商法監査：6／会社法監査：1,116／
学校法人監査：66／労働組合監査：19／その他の法定監査：626／
その他の任意監査：618

資本金：1,241百万円 (2026年2月末日現在)

総人員数：6,241名 (2026年2月末日現在)

社員	公認会計士	453名
	特定社員	25名
職員	公認会計士	2,402名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,130名
	その他専門職	2,149名
	事務職	82名

労働者福祉事業団体

労働者福祉協議会 (労福協)

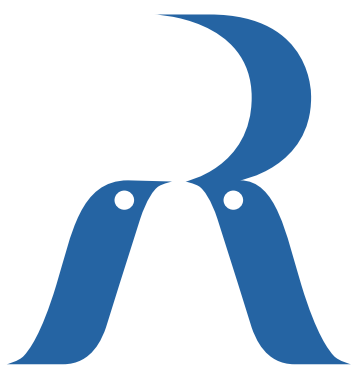
「福祉は一つ」の基本認識のもと、勤労者の福祉向上、平和で豊かな暮らしやすい社会を創ることを目的として設立されています。

全国労働者共済生活協同組合 (こくみん共済coop)

くらしに起こる万が一の事故を保障するため、共済事業を行っております。

労働者住宅生活協同組合 (住宅生協)

働く仲間に良質廉価の住宅を提供しております。



ろうきんのシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさとともに、愛とやさしさ、親から子へ引き継がれるろうきん運動を意味し、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表現しています。シンボルマークのカラーはブルーです。ろうきんブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、ろうきんの基本理念が表現されています。



ディスクロージャー誌本編は
ホームページに記載しています。
左記二次元コードまたは下記URLより
ご覧いただけます。

<https://tokai.rokin.or.jp/aboutus/disclosure/>



東海労働金庫 〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目7番12号

TEL 052 (243) 8811 (代)

■ 編集／総合企画部 2026年7月発行

ホームページ「東海ろうきん」 <https://tokai.rokin.or.jp/>

東海ろうきんお客さまセンター ☎.0120-226616

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。